

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

1. フィルタリングサービスの概要	各社が提供するフィルタリングサービスの内容	<ol style="list-style-type: none"> 「キッズiモード」【平成15年8月～】 iモードメニューサイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限するサービス。 「キッズiモードプラス」【平成17年7月～】 出会い系サイトやギャンブル系サイトなど特定のカテゴリに属する一般サイトへのアクセスを制限するサービス。 「時間制限」【平成17年7月～】 22時から翌朝6時までの間、iモードからすべてのサイトへのアクセスを停止するサービス。 このサービスは、「キッズiモード」または「キッズiモードプラス」と組み合わせて利用可能。
1. フィルタリングサービスの概要	フィルタリングサービスの申し込み及び解除の方法	<p>【加入方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 受付窓口 ドコモショップ店頭 インフォメーションセンタへ電話で申込み iモードを利用して「eサイト」から申込み パソコンを利用して「MYDoCoMo」から申込み 申込み方法 契約者本人又は親権者が申込み。（親権者による申込みには、親権者であることが確認できる書類が必要。） <p>【解除方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 受付窓口 ドコモショップ店頭 インフォメーションセンタへ電話で申込み iモードを利用して「eサイト」から申込み パソコンを利用して「MYDoCoMo」から申込み ただし、未成年者名義の場合は、原則ドコモショップ店頭に限定。 解除方法 契約者本人又は親権者が申込み。（親権者による申込みには、親権者であることが確認できる書類が必要。） ただし、未成年者名義で未成年者がドコモショップ店頭に来店するときは、親権者の同意書と親権者であることが確認できる書類が必要。
2. フィルタリングサービスの普及促進に向けた取り組み状況	青少年に携帯電話端末を販売する際の説明の有無（契約申込書への記載等）	フィルタリングサービスの説明は重要説明事項の一つとして位置づけており、また契約申込書及び親権者同意書にフィルタリングサービス利用の有無を確認する欄を設け、必ず利用意向を確認することとしている。 フィルタリングサービスをはじめとした携帯電話を安心してご利用いただくためのサービスを説明したチラシ等をお渡しし、利用を促している。
2. フィルタリングサービスの普及促進に向けた取り組み状況	販売店に対する指導等の状況	申込時にフィルタリングサービスの利用意向を必ず確認するとともに、必要な説明を行うよう指導している。 あわせて説明用チラシ等も必ずお渡しするよう指導している。
2. フィルタリングサービスの普及促進に向けた取り組み状況	フィルタリングサービスの普及啓発活動の実施状況（事業者共同）	別紙のとおり（各社共通の回答）
2. フィルタリングサービスの普及促進に向けた取り組み状況	フィルタリングサービスの普及啓発活動の実施状況（事業者個別）	携帯電話を安心して利用していただくことを目的に、全国の小中学校、高校などを対象に「ケータイ安全教室」を開催 「ケータイ安全教室」で使用している教材の提供 あんしんガイドブックなど冊子の作成・配布 その他、請求書同封物、パンフレットをはじめとした各種ツール、ホームページによるお客様等への周知 7～8月の夏休み時期にあわせて一部店頭においてキッズコーナーを設置
3. 「携帯電話が子どもにもたらす弊害、被害防止に関する教育、意識啓発」及び「子どもが利用するにふさわしい携帯電話しか子どもに持たせない仕組みの構築」についての考え	フィルタリングをデフォルトオンで提供することについて、どのように考えるか	別紙のとおり（各社共通の回答）

【KDDI株式会社】

<p>1.フィルタリングサービスの概要</p>	<p>各社が提供するフィルタリングサービスの内容</p>	<p>1. 「EZweb利用制限」 【平成15年11月～】 弊社が提供するコンテンツ（注）にのみ接続可能。 （注）料金照会、オプション契約申し込みなど</p> <p>2. 「EZ安心アクセスサービス」【平成18年4月～】 公式コンテンツの中で、一定の基準を満たし、青少年が安心して利用することができる各種コンテンツへのみ接続可能。</p>
	<p>フィルタリングサービスの申し込み及び解除の方法</p>	<p>【加入方法】</p> <p>1. 受付窓口 auショップ店頭 お客様センターへ電話で申込み Ezwebを利用して申込み（「EZトップメニュー」「料金・申込・インフォ」「各種申込」） パソコンを利用して申込み（auホームページ[My KDDIページ]）</p> <p>2. 申込み方法 契約者本人又は親権者が申込み。（親権者による申込みには親権者の本人確認が必要。）</p> <p>【解除方法】</p> <p>1. 受付窓口 auショップ店頭</p> <p>2. 解除方法 18歳以上の契約者本人からの申込み。 契約者が18歳未満の場合は、親権者の同意書が必要。</p>
<p>2.フィルタリングサービスの普及促進に向けた取り組み状況</p>	<p>青少年に携帯電話端末を販売する際の説明の有無（契約申込書への記載等）</p>	<p>契約書のオプションサービス欄に『EZ安心アクセスサービス』を記載し、契約時にフィルタリングサービスが認識されるよう配慮。フィルタリングサービスの説明は重要事項説明事項の一つとして位置づけており、契約申込書の重要事項に、フィルタリングサービスを提供している旨を掲載し、契約申込時に契約者にご案内。親権者同意書に、フィルタリングの加入の検討を促す記述を掲載。</p>
	<p>販売店に対する指導等の状況</p>	<p>4月1日に契約申込書、親権者同意書のフォーマットを変更し、販売店には、契約書に記載された重要事項を説明する中で、フィルタリングサービスを紹介するように指導。</p>
	<p>フィルタリングサービスの普及啓発活動の実施状況（事業者共同）</p>	<p>別紙のとおり（各社共通の回答）</p>
	<p>フィルタリングサービスの普及啓発活動の実施状況（事業者個別）</p>	<p>迷惑メール対策やフィルタリングサービスを紹介する『ケータイあんしんBOOK』を作成し、販売店などに配布。総合カタログ、請求書同封物によってフィルタリングサービスを紹介。8月下旬以降、小学生とその保護者の方々を対象に携帯電話の安全なご利用方法をお知らせするための「ケータイ教室」を一部のauショップにて開催予定。</p>
<p>3.「携帯電話が子どもにもたらす弊害、被害防止に関する教育、意識啓発」及び「子どもが利用するにふさわしい携帯電話しか子どもに持たせない仕組みの構築」についての考え</p>	<p>フィルタリングをデフォルトオンで提供することについて、どのように考えるか</p>	<p>別紙のとおり（各社共通の回答）</p>

【ボーダフォン株式会社】

	各社が提供するフィルタリングサービスの内容	<ol style="list-style-type: none"> インターネットアクセス制限機能【平成15年10月～】 ユーザがボーダフォンライブ!のメニューページに掲載されたサイト（公式サイト）以外のサイトへのアクセスを制限する機能を第2世代のボーダフォン携帯電話に搭載 ウェブ利用制限【平成17年10月～】 ユーザが公式サイト以外のサイトのうち、「出会い系サイト」や「ギャンブル系サイト」など特定のカテゴリに該当するサイトへのアクセスを制限するサービス（第3世代携帯電話向けサービス）
1. フィルタリングサービスの概要	フィルタリングサービスの申し込み及び解除の方法	<p>インターネットアクセス制限機能については、利用者が移動機の操作により設定（申込みは不要）。また、設定について、パスワードによる管理ができるので、親権者が子どもに携帯電話を持たせる際に、インターネットアクセス制限機能を設定することも可能。</p> <p>「ウェブ利用制限機能」の当社のフィルタリングサービスの加入及び解除の申込み方法は以下のとおり。</p> <p>【加入方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 受付窓口： ボーダフォンショップ お客さまセンターへ電話で申込み 申込方法 契約者本人又は親権者が申込み。（親権者による申込みには親権者の本人確認書類が必要。） <p>【解除方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 受付窓口： ボーダフォンショップ 申込方法 18歳以上の契約者本人からの申し込み。契約者が18歳未満の場合は、親権者の同意書が必要。
2. フィルタリングサービスの普及促進に向けた取り組み状況	青少年に携帯電話端末を販売する際の説明の有無（契約申込書への記載等）	<p>フィルタリングサービスは重要説明事項の一つとして位置づけており、契約申込書にフィルタリングサービスの加入の検討を促す説明文を掲載。（2005年10月～） 親権者同意書にフィルタリングサービスの加入検討を促す説明文を追加。（2006年4月～）</p>
	販売店に対する指導等の状況	<p>契約時の重要事項（契約申込書に掲載）としてフィルタリングを契約時にユーザに説明するように指導。（2005年10月～） ショップスタッフ研修において、フィルタリングを契約時にユーザに説明するように指導。（2005年10月～） 代理店通知によって、フィルタリングを契約時にユーザに説明するように代理店に再度周知徹底を図る。（2006年7月実施予定） 未成年者の契約者名義での契約や家族割引の契約など、未成年者が利用する可能性が高いと考えられる契約時には、説明用チラシを渡すように指導。（2006年7月～）</p>
	フィルタリングサービスの普及啓発活動の実施状況（事業者共同）	別紙のとおり（各社共通の回答）
	フィルタリングサービスの普及啓発活動の実施状況（事業者個別）	<p>以下のような取り組みを実施済みまたは実施予定です。（実施予定のものは、2006年7月中実施予定）</p> <p>お客さまに送付する請求書同封物による告知 当社総合カタログによる告知 当社ホームページによる告知（http://www.vodafone.jp/support/safety/web/for_kids.html） 親子向け冊子による告知（http://broadband.vodafone.jp/japanese/support/safety/mannerbook.pdf） 当社メールマガジンによる告知 当社提供のウェブサービスによる告知（“Vodafone Live!”上での告知） 当社のエリア別情報配信サービス「ステーション」による告知</p>
3. 「携帯電話が子どもにもたらす弊害、被害防止に関する教育、意識啓発」及び「子どもが利用するにふさわしい携帯電話しか子どもに持たせない仕組みの構築」についての考え	フィルタリングをデフォルトオンで提供することについて、どのように考えるか	別紙のとおり（各社共通の回答）

2. フィルタリングサービスの普及促進に向けた取組み状況

【フィルタリングサービスの普及啓発活動の実施状況（事業者共同）】

各社共通の回答。

本年2月、フィルタリングの一層の普及啓発を図るため、フィルタリングに係る業界が「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」を策定し、公表。

携帯電話のフィルタリングについても事業者共同による普及啓発キャンペーンを積極的に実施することを明記。

上記アクションプランを具現化するため、TCAに新たに「青少年有害情報対策部会」を設置し、フィルタリングの認知拡大に向けた具体策を検討中。

具体策の一つとして、携帯電話3社（NTTドコモ、KDDI、ボーダフォン）は、フィルタリングの共同PRキャンペーンを本年7月より実施。

- ・ 2006年7月6日にTCAがプレスリリース。（<http://www.tca.or.jp/japan/news/060706.html>）
- ・ 地方自治体、警察署、図書館、小・中・高校、児童館、キャリアショップ等へのキャンペーンポスターの配布等（別紙のプレスリリース参照）

各種団体広報誌への告知文掲載依頼

消費者団体、生協、地方自治体等が作成する広報誌へのフィルタリング告知掲載を依頼。

イベントでの告知

- ・ e-ネットキャラバンの基本テキストにフィルタリング関連の情報追加することをe-ネットキャラバン事務局に依頼
- ・ 政府イベント「ネット利用の安全と未来フォーラム2006」でポスター・チラシの配布

3. 「携帯電話が子どもにもたらす弊害、被害防止に関する教育、意識啓発」及び「子どもが利用するにふさわしい携帯電話しか子どもに持たせない仕組みの構築」についての考え

各社共通の回答。

フィルタリングされる情報が全てのお客様にとって必ずしも不要な情報とは限らないため、フィルタリングをデフォルトオンとし規制をかけることで、通信の自由が阻害されるおそれがあります。

フィルタリングサービスは、事業者が強制するものではなく、利用者・保護者が主体的に選択すべきものと考えます。

そのためには、利用者が適切に判断するための情報を提供することが重要であり、業界としては「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」を策定し、認知率の向上に取り組んでいるところです。

仮に、デフォルトオンとする場合には、主に以下のような課題があり、デフォルトオンとするのは難しいと考えます。

子どもが利用する携帯電話のみデフォルトオンとする場合は、親権者名義で契約されるケースが多いためデフォルトオンとするかどうかを名義で判断することができず、また子どもが利用するかどうかを漏れなく確認することは困難であること。

フィルタリングサービスは100%の性能を保証するものではないため、そうしたサービスをデフォルトオンで提供する場合、後々トラブルとなる可能性が高く、トラブルを回避するためにも自らの意思で選択していただくことが望ましいこと。

一部の移動機の機種・サービスについては、フィルタリングを利用できないケースがあるが、全ての移動機・サービスにおいて、フィルタリングを利用できるようにすることは困難であること。

複数のフィルタリングサービスを事業者が提供している場合は、事業者の判断でどちらか一方をデフォルトオンとするのではなく、サービス内容をよく理解していただいたうえで選択してもらうことが望ましいこと。